2022年度

中小企業金融のしまり

プ 長野商工会議所 中小企業支援センター

目 次

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経資金・経営発達支援資金) $1\sim 2$
小規模事業者経営改善資金(マル経資金)借入推薦依頼書記入例3
県・市の中小企業融資制度 $4 \sim 9$
県・市制度資金融資あっ旋申込書記入例 10~11
県・市制度資金融資あっ旋申込提出書類一覧表 12
政府系金融機関融資制度 13
☆必ずお読みください。

借入れに際して

1、経営者の心構え

- 経営者は常に事業の実態を把握しておく
- 各種帳簿を整理しておき、自分の経営する事業の財務内容を具体的に 説明できるように整理しておく
- 平素から金融機関と密接なつながりをもち、信用を高めておく
- 無理のない借入計画をたてること
- 必要以上の借入れは、ますます経営を圧迫する
- 借入金は期日には返済すること
- 2、相談時に持参いただく物(創業予定者は除く)
 - ① 前々期の決算書・確定申告書を各1部
 - ② 前期の決算書・確定申告書を各1部
 - ③ 試算表を1部(決算後6ヵ月を経過している場合)
 - ④ 既借入金の明細
 - ⑤ 見積書を1部(設備資金の場合)
 - ⑥ カタログまたは平面図を1部(")

(7) 相談時間は8時30分~17時30分となります。但し、12時~13時の間は除きます。

小規模事業者経営改善資金融資制度

小規模企業者

商業・サービス業・・・常時使用する従業員5人以下の個人・法人 (宿泊、娯楽業を除く)

製造業・その他・・・常時使用する従業員20人以下の個人・法人 ※但し、個人事業の場合は事業主及び家族従業員・法人の場合はその役員を除く

申 込 要 件

- ① 6ヵ月以前から商工会議所の経営指導を受けていること
- ② 最近1年以上、商工会議所の地区内で事業を営んでいること
- ③ 所得税(法人税)・事業税及び市県民税等を完納していること
- ④ 日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

マル経資金

商工会議所の推薦に基づいて、日本政策金融公庫から無担保・無保証人で受けられる融資制度です。

令和4年4月1日現在

資金使途	貸付金額	貸付利率	貸付期間	担保·保証人
設備資金	2,000万円以内	年1.23%	10年以内 (据置期間2年以内)	
運転資金	※1,500万円を超える申込みは事 前相談が必要となりますので、 経営指導員にご相談ください。	貸付利率は変わることがあります。但し、貸付後は固定 金利となります。	7 年以内 (据置期間 1 年以内)	不要

マル経申込時に必要なもの

- ① 借入申込書(借入推薦依頼書)
- ② 申込者の営業実在確認書類
- ③ 所得税(法人税)・事業税及び市県民税の完納を証明するもの
- ④ 最近2期間の決算書(写)、確定申告書(写)を各一部 但し、決算後6カ月以上経過の場合は試算表も必要
- ⑤ 許認可の写(食品営業許可や建設業の許可等の許可、認可、届出等)
- ⑥ 会社の登記簿謄本(法人の場合)
- ⑦ 設備資金で100万円を超える場合は見積書とカタログ・平面図等を各一部
- ⑧ 不動産を所有している場合は、証明となる登記簿謄本(写)、権利証(写)など一部

【設備資金貸付利率特例制度(全国版)について】

○適用対象:5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う方

○貸付利率:貸付後2年間について、適用利率-0.5%

※「令和元年台風19号等災害マル経」「コロナマル経」の拡充部分については対象となりません。 ※『5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる』とは、別途ご提出いただく「設備投資計画 書」において、次式で算出した付加価値額の伸び率が5年以内に2%以上となることをいいます。

計画完了時の = 計画完了後の付加価値額 - 直近期の付加価値額 × 100 ≥ 2% 直近期の付加価値額

新型コロナウイルス感染症関連の概要(新型コロナウイルス対策マル経)

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較し て 5%以上減少している方(※)

【融資限度額】	【利率】	【返済期間(うち据置期間)】
(通常の融資額) + 別枠1,000万円	1.23% (令和4年4月1日時点) より 当初3年間、▲0.9%引下げ	設備資金:10年以内(4年以内) 運転資金:10年以内(3年以内)

[※]一部の対象者については、借換え含めて別枠の範囲内で利子補給され、当初3年間が実質無利子となる予定です。 (取扱期間:令和4年6月30日まで)

令和元年台風第19号等関連の概要(令和元年台風第19号災害マル経)

【ご利用いただける方】

被害証明書等を受け、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う商工 業者であって、次のいずれかに該当する方

①直接被害を受けられた方

令和元年台風第19号等による激甚災害指定の適用を受けた地域に事業所を有し、当該事業所が同台 風により直接被害を受けられた方

②間接被害を受けられた方

①の方の事業活動に相当程度依存している方(売上高等が相当程度減少している方に限ります。)

【融資限度額】	【利率】					
(通常の融資額)	①直接被害を受けられた方 1.23%	②間接被害を受けられた方 1.23%				
, 別枠1,000万円	(令和4年4月1日時点)より 当初3年間、▲0.9%引下げ	(令和4年4月1日時点)より 当初3年間、▲0.5%引下げ				

経営発達支援資金

持続的発展に取り組む小規模事業者に事業計画の策定・実施の支援を行います。

資金使途	貸 付 金 額	貸付利率	貸付期間	担保·保証人
事業の持続的発展 を目的とした事業 計画の実施のため に必要とする設備 資金およびそれに 伴う運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円)	基準利率-0.4%	運転資金8年以内 設備資金20年以内 (据置期間2年以内)	無担保・無保 証人制度では ありません。

※経営発達支援計画の認定を受けて当会議所でも29年度から取り扱いできるようになりました。 ※資金の申込み・審査は日本政策金融公庫が行います。

資金相談時に必要なもの

- ① 最近2期間の決算書(写)、確定申告書(写)を各一部
- ② 試算表(決算後6カ月を経過している場合)
- ③ その他必要に応じてご依頼します。

小規模事業者経営改善資金 借入推薦依頼書

租当会 353

2枚目の「小規模事業者経営改善資金借入申込書」の「お客さまの情報の利用に関する同意事項」にご同意のうえ、 ご記入ください。

フリガナ シンシュウコウ 商号(屋号)または 法人 (ゴム印でもかまいません。その際には2	 名	個人事業主または		表者の		- 1	業 種 (主な取扱品目) 許認可番号	金属加工
株式会社信州	工業	信州	ーチ	Ę	(55		資 本 金 ^(法人の方のみ)	1,000 万円
個人事業主または法人 〒388-8007 フリガナ ナガノシシノノイ	Tel (026 フセタカダ)-(278		2534	$\overline{}$	また	従業員数	4 人 他に 家族従業員 人 役 員 1 人
本 店 長野市篠ノ井ス 所在地		ション名(長	野ビノ	L12	3 号室)		創業年月	明·大·昭·平·令 年 月 創業 (個人で創業された後、法人を設立された方は、 個人で創業された年月)
〒	Tel () – () - ()	\top	現在地の 営業年数	年
営業所 同上所在地	・ - ビル・マン	ション名(号室)		公庫とのお取引の	1. 有 最新のお取引番号 (19 - 01234)
-	Tel (携帯 () - () - () - () - ()		有 無	2. 無
フリガナ 個人事業主または 法人代表者の住所	・ - ビル・マン	ション名(号室)	-	生 活 衛 生 改善貸付の お借入の有無	1. 有 (万円) 2. 無 3. 申込中
お申込金額	Г	700 万円	申	続柄	お名前		年齢	ご職業・学年
ご希望の返済期間		希望なし	申込人または法人代表者のご家族	妻	_{フリガナシンシュウ} 信州 和		54	㈱信州工業
(元金据置期間を含みます。)	I	希望あり 万円	たはは	子	_{フリガナ} シンシュウ 信州	マサル 勝	21	学生
運転資金 700金 (該当するものに○印をつけてくた)		スローンストーンストーンストーンストーンストーンストーンストーンストーンストーンスト	人人		フリガナ			
の お 使 2. 買掛 (手形) 決済	()(11.131.2.2)		表		フリガナ			
使 2. 買掛 (手形) 決済	資金		りの		7171		\dashv \mid	
み (3.) 諸経費支払資金			家		フリガナ			
5 4. その他(借換:	i)		族					
(注) 原則として他の金融機関の	借入金のお借替えに	はご利用いただけま	せん。					
商工会議所・商工会	の経営指導を		1)	従前から	受けている		2.	受けていない

義所・	商工会の経営指導を	(1)	従前から受けている	2.	受けていない
5 5					

商工会議所会頭 工 会 会 長

小規模事業者経営改善資金の借入申込をしたいので推薦を依頼します。

ご注意

- ★ この推薦依頼書は、申込人ご自身がご持参ください (ご都合の悪い場合は、経営内容のわかるご家族または従業員の方で結構です。)。
- ★ この推薦および貸付の手続については、手数料はいりません。
- **★** ご自身で記入できない部分は、経営指導員にご相談ください。
- ★ 法人または青色申告者は、確定決算書をご持参ください。また、法人の場合は、会社の履歴事項全部証明書を添付していただくことが あります (新規申込など)。
- ★ 所得(法人)税・事業税・都道府県民税および市町村民税の領収書または納税証明書等をご持参ください。
- ★ 2枚目の「小規模事業者経営改善資金借入申込書」欄には、申込人の押印が必要です。

	借入希望日					
商工会議所・商工会記入欄	返済開始希望	年	月	から		
商工会議所·商工会名 長野商工会議所	受付月日					
支部・支所等名	受付番号					

支部・	支所等名						一	号
□ 申込人(法人の場合は法	人代表者)	本	人に次のとおり	借入意	思を確	権認しました。	
確認日時等	年	月	日	午前・午後	時	分	面接場所(※備老()

振興委員 会·特·商·青·法 回目

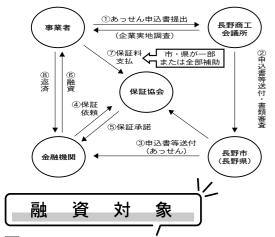
振込·自動払先

支店

県・市の中小企業融資制度

あっせん資金

金融機関と信用保証協会との協調によって中小企業者 に対して行う県・市の融資制度で、金融機関を通じて融資 するものです。信用保証協会の保証を付けて行います。



1 中小企業者の範囲

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号及び第6号に規定する中小企業者であり次のいずれかに該当する者であること。 (ただし県は第5号に規定する中小企業者も対象とする)

●第2条第1項第1号に規定する中小企業者

業種	資本金(出資金)	常時使用する従業員数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
その他産業	3億円以下	300人以下

●第2条第1項第2号に規定する中小企業者

業種	資本金の額又	常時使用する
	は出資の総額	従業員数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

●第2条第1項第6号に規定する中小企業者 (特定非営利活動法人)

業種	常時使用する従業員数
小 売 業	50人以下
サービス業	100人以下
卸 売 業	100人以下
その他産業	300人以下

② 原則として市内に事務所または事業所を有し、1年 以上継続して同一事業を営む、中小企業者等で、市 税・県税について未納がない方。

なお、事業所が市内にあって、法人及び組合は法人 登録がされているもので、対象となる制度資金は下記 表1 のとおり。

- ③ 次に掲げる者については、融資の対象から除外されます。
- ① 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ② 信用保証協会の保証を得られない方
- ③ 許可等を要する業種についてこれらを受けないで営業している方
- ④ 公序良俗に反する行為または違法な行為を行っている方
- ⑤ 経営継続の見込みのない方・経営内容が投機的と認 められる方
- ⑥ 制度融資を不正に利用したことのある方
- ⑦ 無申告者及び・市税・県税に未納がある方
- ⑧ 営業と家計が分離していない方
- ⑨ その他融資することが不適当であると認められる方
- 4 設備資金のうち次の者については、融資あっせんの対象となりません。
- ① 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ② 不動産取得のうち、先行投資的・過剰投資的なもの
- ③ 融資申込み時において既に代金の支払いが行われているもの
- 5 固定資産等に関する融資対象勘定科目は、表2のと おり。

表1)

住	(法人…登記の住所 所 (個人…住民票及び	運転資金	設 備	資 金
11.	事業所の住所	建 転貝並	市内設置	市外設置(注)
法	事業所等市内	0	0	×
人	事業所等市外	× (注)	0	×
個	事業主市内	0	0	×
\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textstyle{\textsty}	事業主市外	× (注)	0	×

※市外設置の設備資金の申込先は、設備設置場所の市町村・商工会議所・ 商工会となります。

※ (注) 県制度では利用できる場合があります。

表2)

(R2)	
有形固定資産	対 象
無形固定資産 (営業権等)	対 象
1) 出資金 2) 貸付金 投資等 3) 長期前払費用 4) 保証金 5) 敷金	1)
繰延資産(権利金等)	対象

セーフティネット保証

セーフティネット保証は、中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づき、取引先企業等の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害などにより経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会が一般保証枠とは別枠で保証を行う制度です。この制度を利用する場合は、事業所の所在地を管轄する市(町村)長の認定を受ける必要があります。

セーフティネット保証の認定申請は、長野商工会議所等もしくは長野市商工労働課で申請してください。

【経営安定関連保証(中小企業信用保険法第2条第5項)】

※セーフティネット保証を受けることができる主な事由

- ・4号:突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- ・5号:(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者

■主な認定要件

4号認定

①長野市内において1年以上継続して事業を行っていること

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

5号認定(下記のいずれかに該当するもの)

(イ)指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者

(ロ)指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、 上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

平成27年4月1日以降の認定は、日本標準産業分類(第13回 平成25年10月改訂)において分類された業種区分によります。

5

※認定要件の詳細については、当会議所中小企業支援センターもしくは市商工労働課にお問い合わせください。

	資金名	融資対象者	資金使途	貸付金額
			設備	1億円
中小	一般枠	経営の安定または合理化のために資金を必要とする方	運転	5,000万円
	短期継続融資枠	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする方	運転	3,000万円
企業振興資	しあわせ信州創造枠	上記2枠を利用する方で、次のいずれかの制度の認証または認定を受けた方 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ・「消防団協力事業所表示制度」認定 ・「健康経営優良法人認定制度」認定 ・「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録		
金	創業枠	創業関連保証を利用する方	設備 運転	設備・運転の合計で 3,500万円
	新型コロナ伴走	①セーフティネット保証4号を利用する方	設備	
	支援型	②セーフティネット保証5号を利用する方で、売上高減少要件(※1)を満たす方 ③売上高減少要件(※1)を満たす方	運転	6,000万円
		①セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方	設備	
	経営安定対策	②売上、収益性の減少により事業活動に支障を生じている方	運転	
		③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、①または②に該当する方 ①セーフティネット保証1~4号・6号に該当する方		経営安定対策と特別経行 安定対策の合計で
経営健		②連鎖倒産の防止のための資金を必要とする方	設備	設備 6,000万円
1健全化	特別経営安定対策 	③東日本大震災復興緊急保証または危機関連保証を利用する方 ④売上、収益性の減少により事業活動に著しい支障を生じている方 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響を受け、①、②または④のいずれかに該当する方	運転	運転 8,000万円
全化支援資	叶 纵, 少 入私练	①事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 ②旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方	設備	1億5,000万円
資 金 -	防災·安全対策	③石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 ④事業継続計画(BCP)の策定または事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	運転	3,000万円
		5 T M L M L M L M L M L M L M L M L M L M	設備	6,000万円
	災害対策	異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明書等を受けた方	 運転	8,000万円
	due well	新型コロナウィルス感染症の影響を受け、	設備	6,000万
	新型コロナウイルス 対策 	①最近3か月のうち1か月の売上高または収益性が、前3か年のいずれかの同月比で15%以上減少している方 ②セーフティーネット保証4号を利用する方	運転	8,000万
		①現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 ②創業した日から5年未満である方	設備	3,500万円
	創業支援向け	② 創業した日から5年末満である方 ③ 分社化しようとする会社または分社化により設立された日から5年未満の会社 ④上記のうち、イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方	運転	2,000万円
		①既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方 ②事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り	設備	1億5,000万円
	事業承継向け	受けようとする方 ③経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 ④事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 ⑤事業承継特別保証を利用する方	運転	3,000万円 (借換 8,000万円)
		ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業を営む方、ま	設備	3,500万
		たは営もうとする方のうち①または②に該当する方 ①信州創生推進資金創業支援向け)の貸付対象者に該当する方で、当該事業を主業とする方	運転	2,000万
	IT産業向け	②当該事業に係る事業発展や拡大を目指す方	設備	1億5,000万円
	11/ <u>L</u> /Ki 10/	◎ 日該事業にはる事業光度や拡入を目指り刀	運転	5,000万円
' ⇒		 ③ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設または移転等を行おうとする方	設備	3億円
州			運転	5,000万円
言州創生准進資	事業展開向け	①新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方 ②事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方 ③AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方またはAI・IoT・ロボッ	設備	1億5,000万円
進進資		トを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方 ①商店街の空き店舗に出店しようとする方または出店後1年以内の方	運転	3,000万円
金	地域活性化向け	②県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ③観光施設の整備により、地域の活性化を図ろうとする方	設備	1億5,000万円
		④障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 ⑤「からだに優しい食品」(機能性表示食品など)を製造する方	運転	3,000万円
		①工業団地に工場等の新設または移転等を行おうとする方	設備	3億円
	企業立地向け	②工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方	設備	1億5,000万円
		③県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方 ①次世代産業に対し、これから事業転換または新規参入を図る方、若しくは、事業転換また	運転	3,000万円
		は新規参入後5年未満の方 ※	設備	1億円
	ゼロカーボン・	②節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造または修理を行おうとする方	運転	3,000万円
	次世代産業向け	③上記①のうち試作開発から資金回収まで相応の期間を要す下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方	設備	1億5,000万円
		・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)	運転	5,000万円
	海外展開向け	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備 運転	1億円 3,000万円
			設備	
月	、規模企業発展資金	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者の方で、小口零細企業保証を利用する方	運転	・ 設備・運転の合計で 2,000万円
経	営改善サポート資金	経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事 業再生計画の実施をする方で、事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備運転	設備・運転の合計で 1億5,000万円

貸付利率	貸付期間(内据置)	備考	連帯保証人・担保・信用保証料	申込先	取扱金融機関
年2.1% (貸付期間が1年以 内は年1.8%)	10年以内 建物等20年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 借換に限り10年以内 (据置期間6カ月以内) ※借換は据置期間1年以内				
年1.8%	1年以内	返済期日に正常運転資金の範囲内 で借換申込が可能			
上記資金(枠)の 利率から▲0.2%				金融機関	
年1.1%	10年以内(据置期間1年以内) 7年以内(据置期間1年以内)				
年1.6%	10年以内(据置期間5年以内)	※1①前年同月比▲15%以上又は② 前年同月比▲5%かつコロナ前比▲ 15%以上			
年1.9%	10年以内(据置期間1年以内) 7年以内(据置期間1年以内)		連帯保証人について		
	借換に限り10年以内(据置期間2年以内) 10年以内(据置期間1年以内)		個人事業主:原則不要		
年1.6% (③は年1.3%)	7年以内(据置期間1年以内) 借換に限り10年以内(据置期間2年以内)		法人:原則として代表者 が保証人となる		
年1.9%	10年以内 建物等15年以内 (据置期間2年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)		 但し、次のような場合は 連帯保証人を徴求する ことがあります。		
年1.1%	10年以内 建物等15年以内 (据置期間2年以内) 7年以内 (据置期間2年以内)		①実質的な経営権をもっている者、営業許可名義人、申		信用組合
年0.8%	10年以内(据置期間2年以内)		込人(法人の場合はその代表 者)と共に当該事業に従事す る配偶者が連帯保証人とな		信用金庫
	7年以内(据置期間2年以内)		る場合		商工中金
年1.1%	10年以内(据置期間1年以内)	①の方は設備・運転の合計で3,00 万円以内。2,000万円を超える場	②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予		銀行
(④は年1.0%)	7年以内(据置期間1年以内)	合、同額の自己資金が必要。	定者が連帯保証人となる場 合		信連
年1.0%	10年 建物等15年以内 (据置期間1年以内)		③財務内容その他の経営の 状況を総合的に判断して、 通常考えられる保証のリス		農協
	7年以内(据置期間1年以内) 借換に限り10年以内		ク許容額を超える保証依頼 がある場合であって、当該事	長	の県内各
年1.0%	10年以内(据置期間1年以内)		業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出が あった場合	野	本支店
	7年以内(据置期間1年以内) 10年以内 建物等15年以内(据置期間1年以内) 7年以内(据置期間1年以内)			商工	農協は保証
年1.1%	15年以内(据置期間3年以内) 7年以内(据置期間1年以内)		担保について 金融機関及び信用保証	会議	協会と契約 がある一部で利用でき
年1.7% (③は年1.4%)	10年以内 建物等15年以内 (据置期間1年以内)		協会が必要とする場合 に徴する 	所	टिनग्री। ८८५
(0.0.1.1.7.7)	7年以内(据置期間1年以内)				
年1.7% (②のうち別に 定める方または⑤	10年以内 建物等15年以内 (据置期間1年以内)	融資対象者②のうち長野県伝統 的工芸品を製造する方または⑤ の方は1.4%	信用保証料について		
の方は年1.4%)	7年以内(据置期間1年以内)	V) (&1.1/0	県・市で補助する		
年1.4%	15年以内(据置期間3年以内) 10年以内(据置期間2年以内) 7年以内(据置期間1年以内)	③の方は設備資金のうち建物等 15年以内(据置期間2年以内)	但し、「中小企業振興資金」は全額自己負担と なります。		
	10年以内 建物等15年以内 (据置期間2年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)	融資対象者のうち、再生可能ネルギー産業(太陽光除く)に取り			
年1.4%	15年以内 建物等18年以内 (据置期間5年以内)	組む方、航空宇宙産業及び次世 代自動車関連産業に係る製品を 製造する方は進出後5年以降で			
	12年以内(据置期間5年以内)	も利用可能			
年1.9%	10年以内 建物等15年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)				
年1.9%	10年以内(据置期間1年以内) 7年以内(据置期間6カ月以内) ※借換は据置期間1年以内				
年1.6%	15年以内(据置期間1年以内)				

資金名		融資対象者	資金使途	貸付金額			
一般事業資金	中小企業者等	工場の新増改築および機械器具取得等のための資金を必要とする方 ※本資金利用の場合、令和4年度に限り、長野市が保証料を全額負担	設備	1億円			
		経営安定のための長期の運転資金を必要 とする方	運転	3,000万円			
特別小口資金	保証残高の要件を満	またす小規模企業者	設備	2,000万円			
			運転				
小口零細企業保証資金	小規模企業者 既存の信用保証協会の	の保証付融資残高総額で2,000万円以内の方	設備運転	2,000万円			
		(1) 経営安定対策(ア) セーフティネット保証5号・7号・8号認定者(イ) 市長特認事項の該当者					
経営安定特別資金	経営の安定に支障が生じている方	(2) 関連倒産防止対策 (ア) セーフティネット保証1号~3号・6号 認定者 (イ) 危機関連保証認定者 (ウ) 取引先企業の倒産により資金を必要 とする方	運転	5,000万円			
		(3) 災害関連対策 (ア) セーフティネット保証4号認定者 (イ) 罹災証明書の交付を受け、災害、異 常気象の発生に起因して売上高が減 少している方					
緊急借換え資金			運転	5,000万円 (既存借入残高が上限)			
성고 쓰스 단 한다고스 시 시장 스		対応するため、中小企業新事業活動促進法	設備	設備 8,000万円			
経営基盤強化資金		終等を行う方、異分野への進出又は事業転 な継による経営の維持を行う方	運転	- 運転 2,000万円 (併用は8,000万円)			
創業支援資金	な計画がある方 (2)事業を営んでい 社の場合は設立の	かない個人で、新たな事業を開始する具体的 かない個人による開業であって、開業の日(会 の日)から5年未満である方	設備	設備 3,000万円 運転 1,500万円			
	された会社であっ	が的な計画がある会社又は分社化により設立 て、設立の日から5年未満である方 業を開始し又は会社等を設立してから5年未成りを含む)	運転	※創業関連保証の対象となる場合の保証限度は、3,500万円となります。			
《《中世年》次入	災害等により被災し	た中小企業者等で市町村長の証明を受け	設備	3,000万円			
災害対策資金	た方		運転	3,000万円			
立 古 类创山 士 極 次 ム	市・県・国等のもの した事業を行う方	つづくり研究開発に係る補助金等の申請を	設備	設備 1,000万円			
新事業創出支援資金	ものづくりに係る配 た方	f究開発の計画について、市の審査を受け	運転	運転 500万円 (併用は1,000万円) 			
7T 77+ H1 7'> \%	ものづくりに係る研	T究開発の成果を事業化・製品化する方	設備	設備 8,000万円			
研究開発資金	ものづくりに係る新	行技術・新製品の研究開発を行う方	運転	運転 2,000万円 (併用は8,000万円)			
理控封笙次厶	温室効果ガス排出量	量の削減対策、土壌汚染対策等の環境対策	設備	設備 1億円			
環境対策資金 	を講じる方		運転	運転 2,000万円 (併用は1億円)			
市内進出支援資金	所等を設ける方	上の事業実績があり、市内に初めて事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	設備 運転	設備 1億円 運転 5,000万円			
新型コロナウイルス 感染症対策経営安定 特別資金	新型コロナウイルス! とし、最近1ヶ月また	惑染症の影響の長期化を受けて資金を必要は過去6ヶ月までの売上高が、前3年のいず較して5%以上減少している方	運転	3,000万円			
特別運転資金	経営安定のための短	E期の運転資金を必要とする方	運転	500万円			

40-11-1	15.71	Statistical desired		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
貸付利率	貸付期間(内据置)	連帯保証人・担保・信用保証料	申込先	取扱金融機関
年1.9%	10年以内(据置期間1年以内)			
年1.9%	7年以内(据置期間1年以内)			
年1.5%	7年以内(据置期間1年以内)			
年1.5%	9年以内(据置期間1年以内)			
年1.8%	7年以内(据置期間1年以内) 但し、借換に限り9年以内 【借換取扱期間 令和4年度末まで】	連帯保証人について 個人事業主:原則不要 法人:原則、代表者が保証人となる		
年1.5%	7年以内(据置期間2年以内) 但し、借換に限り9年以内 【借換取扱期間 令和4年度末まで】	但し、次のような場合は連帯保証人を徴求することがあります。 ・実質的な経営権をもっている者や営業許可名義人及び申込人(法人の場合はその代表者)と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合		八十二銀行 県内本支店 長野信用金庫 県内本支店
年1.8%	10年以内(据置期間1年以内) 【借換取扱期間 令和4年度末まで】 ※令和4年度に限り、令和元年東日本台風によ り罹災証明書の交付を受けた方は、本資金 の再借換が可能	・本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合 ・財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に	長 野 商 工	長野県信用組合 県内本支店 長野銀行
	12年以内(据置期間1年以内)	連帯保証の申し出があった場合		県内本支店
年1.5%	7年以内(据置期間1年以内)		ム 議	三井住友銀行
	10年以内(据置期間1年以内)	担保について 金融機関又は信用保証協会が必要とする場合に徴する	所	長野支店 北陸銀行 長野支店
年1.1%	7年以内(据置期間1年以内)	但し、特別小口資金、経営安定特別資金について、保証協会等の保証残高が8,000万円を超えない方は、2,000万円まで無担保保証による貸付が受けられる場合があります。		商工組合中央金庫 長野支店 (順不同)
#0.00V	10年以内(据置期間1年以内)			
年0.8%	7年以内(据置期間1年以内)	信用保証料について		
年1.5%	7年以内(据置期間1年以内)	市から一部または全額補給		
	5年以内(据置期間1年以内)			
for a second	12年以内(据置期間1年以内)			
年1.5%	5年以内(据置期間1年以内)			
.	10年以内(据置期間1年以内)			
年1.5%	7年以内(据置期間1年以内)			
	15年以内(据置期間1年以内)			
年1.4%	7年以内(据置期間1年以内)			
年1.3%	10年以内(据置期間2年以内) 借換10年以内 [借換取扱期間 令和4年度末まで]			
年1.9%	6ケ月以内(一括返済可能)		金融機関	

融資あっせん申込書



4 年 5 月 8 日

長期	県知事	様
12	ハンマロ ゴ	1/2/

保証の申込 この申込書を もって、長野県 信用保証協会に 対する保証申込 書に代えます。

所在地	長野市緑ヶ丘5-19-7	(個人の場合	合)住	:所					
(ふりがな) 企業名	(ながしのしょくひん) 長篠食品 株式会社	電話番号	(026)	227	_	2428	
(ふりがな) 代表者名	told たろう! told たろう! (代表取締役 松代 太郎	牛年月日		昭和	35	年	8 F	9	Е

		142	3 1 - Alt > Ver *		ス 小中 1 ス			\ up			生年月日		昭和	3つ 年	٥	月 :	フ
			入に伴う資金		申込に係る			で使用いる	こしまも	th.							
申记	入資 金名	経営	健全化支持	援資金(特別経 [・] 利率			申	込	金	額		1	2,500	0,0	00	円
借入	、希望時期		4	年	6	月	5 1	借	入希望 ・ 支	皇金融 店等4		ſ	長	野支后	5		
あっす	せん希望日			年 月 日 ※あっせん希望日は申込金融機関にお問合せのうえ、													
借。	入期間		6 カ月打	居置	102	回月	試返済	(計	10)8	カ月)	資金使	途	✓ 設備資	金 [」運輸	云資金
す	を必要と る理由 (体的に)		場改装										•				
		設	備資金の場 総所要額		大金支払-	ナ正日 申込金額	5	4 己資金	年	6	月 り他	2目	コ次ム	・その他の	次Δσ	/细/华十	-3+-
資金	2調達方法		13,000		为 12,5			500 千	Я	てい	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	預金		ミ・ての 加め	買金り	神運力	任
=	許可等		不要 🔽							に車者				宣誓いたし	±+ \		
П	1	ᆜ			以 尹 未 に	従常用								胆光			
状 沢 の	業種	造業		野菜		(役員・家		5 3 名		無	* •	有	年月	和 4:	5 年	6 月	
況の	資本 金 10,000		000 千円	品;	責物	員 臨時数	(パート言	含む)	0 名		間柄	長男	200	納税滞納 有無	√	無	有
TTŽ.		要販売			売額		収方法				士入先			上入額	,	支払方法	法
(取 年引	(株)○	○商分		23,000 千円 現金 1			100				青果(株)	000 千円	現金	90	%		
間状況					00 千円	手形		%			穣造(株)			000 千円	手形	10	%
7.0	₹ <i>0</i> .	他8	社	65,000 千円		サイト		日		その作	也10社		5,	000 千円	サイト	30	日
法人	無保証人の	場合		金融機	関連携型	Ĭ			保充5	型		□ そ	の他()
	申込人との	の関係	✓ 代表	長者 🗌	その他	Ι ()] 代表	者] その)他()
	住	所		長野	市緑ヶ												
	(ふりがた 氏	な) 名	(な代	ス たる 大良	j B)			()	
連帯	生年月	日	昭和	35	年	8	月	9	日			有	F	J	1		日
保証	電話番	号	(02	26) 234 -			- 5	678		()		-	-		
人	職業及び生			:			-	800	千円					年収			千円
	所有不動		無	✓ ‡	f 時何	価合計	47,	000	千円		無	有	R	持価合計			千円
	負債残	高							千円								千円
/#m n L	の図音宮頂)							0 7	th 17 1+	Ne m	ア生ナス田	I MANUAL Y	- A # 17 1	ア対比オスレレ	3 1- A	1.h.	

(記入上の僧意事項) 1 申込者が中小企業団体等の場合は、企業の状況の従業員数欄に組合員数を 併配してください。

2 二い中込に件って収集する個人情報はこの申込に対応するとともに、中小 企業経営指導及び分析に資するために使用します。3 *印欄は配入の必要はありません。

*	
本申込を適当と認め、保証協会等の保証貸付に付されたときは、長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱(平成15年3月31日付14産振第608号)第3に規定する補給金と同額を負担します。	ř
年 月 日	
市町村長	

号 日 第 月 地域振興局長 ŒŪ 本申込について、中小企業融資規程の定めるところによりあっせんします。 (貸付利率 年 %適用)

長野市中小企業振興資金融資あつ旋申込書



(申i	込先)	長野	市長											令和	4	年	5	月	1
	の申込		所在地	長	野	市東西						(個人の	場合)住	听					
もって	申込書 、長野 証協会	県	(ふりがな 企業名	材	夫式 2	しん! 会社 信		l x うじ 奇事)		電話番号	号 (026)	22'	7 –	2758	}
	保証申		(ふりがな) 代表者名		表耳	し な締役 (んしり 言州	り いちろう 一郎)		生年月日	1	^{元号} 昭	≨ □42	年	5	月 15	F
申i	入資金	:名	新型二 経営安			イルス点	Š染	症対策	申	込	金	額		12	, 0	0 0	, 0	0 0	円
借	入希望	. 目	令和	4		5	月	28 ⊟		、希望 ・支に		· ・機関 名	ſ	言州銀	行中	中支	店		
借	入期	間	0	カ月振	居置	120) [回月賦返済	(計	120		カ月)		資金使達	全		設備	√	運転
す	を必要である。	± i			-	換 (R3 経費)融資実行 ム	元借入!	額:	7,0	000千	円、借	入残る	高:6	, 222	千円)	
(共	は体的に	(ک	設備資	金の場	合	設置完了 代金支払				F F		月月	日日	% п	うに設備	#完了 に	晶の提出	はが必要	です。
資金	注調達	方法		所要額 000	千円	内	‡申込 000		己資金 千円		そ	<u>の他</u> 千円]	自己資	€金・2	その他の	で資金の)調達方	法
割	F認可等	等	□ 不	₹	有	(当該事	業に	係る許認可証	E等を取得	まし、	適法	に事業を	を営んて	ごいるこ	とを宣	誓いた	します	.)	
保	是証内詞	若	▼ 有	ī % 1	保証対	対象業種で	あり、	保証内諾を	得ている	ことだ	泛必重	要です((組合貸	付資金	を除く。	,) 。			
状況の	業種		飲食業		扱	パスタ	従業	常用 (役員・家族 く。)	除	名	後継	I	#	有	開業日	元号 平 成	7 年	4 月	4 🖪
況の	資本 金	1	0,000	千円	品目	ワイン		常用(役員・家庭時(パート含金		3 名 2 名	~ 者	間柄				滞納無	✓	無	有
(取		主題	要販売先							E要仕入先						支払方法 10(
年引 間状		州文作 识名	<u> </u>		57,000 千円 千円		_	現金 00 % 手形 %		0 0 1 - 1 1				200			100) % %	
) 況						千円	サイ	1 F	B		 55礼				000		サイト		日
連帯		申込力	くとの関係	V	代表	者 □ る	この他	1 ()		代表者		の他	()
保証		住	所	長	野	市南圳	ـ9-	8-7											
人		(ふ 氏	りがな) 名		(しん 信	ルゅう 州) いちろう 一 郎)				()
要	1	生生	手月 日	元号 E	昭和	142 年		5 月	15	日		元号		年			月		日
不	'	電言	括番号	(0)26)	123	} -	456	7		()				-		
要		職業	及び年収					年収	4,700) 千	·円					年収			千円
		所有	不動産		無	7 有	時	F価合計	7,500) 千	·円		無	有	時	価合計			千円
		負債	養務高					1	0,000) 千	·円								千円
1 申込 2 申込 併記	者が中小 してくた	記入又に ・企業団体 さい。	は入力してくだ 本等の場合は、 己入 しない	企業の状			合員数	**************************************				て収集する 分析に資す	るために	使用しま [、]		応すると	ともに、	中小	
1													苺	厂労第		_	_	_	뮸

DIALO CIRCO						
(この欄は、記入しないでください。)		商工労	第	_	_	号
		令和		年	月	日
御中						
	長野市長	荻	原	健	司	
長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程により、この資金をあつ	旋します。(貸付利	室 年		%)		

^{* (}地域振興局使用欄)

長野市三輪田町1291 松本市中央1-4-20 日本政策金融公庫長野支店国民生活事業 日本政策金融公庫松本支店中小企業事業

県・市制度資金融資のあっ旋申込書類一覧表

		坦山	部数
No.	提出書類	県	市市
1	融資あっ旋申込書 ※県・市ホームページからダウンロードできる書式をご利用ください	5	4
2	事業所周辺の地図	5	4
3	商業登記簿謄本の写 ※法人で初回申込の場合または変更があった場合には都度提出が必要となります	<u> </u>	
4	定款の写 ※法人で初回申込の場合または変更があった場合はその都度提出が必要となります	各3	各2
	2期分の決算書 2期前の決算書等は1部だけ提出して頂ければ結構です		
5	※決算後6か月を経過している場合は試算表添付	3	2
	※必要に応じて確定申告書、科目明細等の提出をして頂きます		
	許認可の写(食品営業許可書や建設業の許可等の、許可、認可、届出等) ・許認可を受けているものが何種類かある場合は、すべて提出してください		
6	(申込人自身の名義で取得していること)	各 5	各4
	・一定の理由により提出ができない場合は、念書が必要となります		
7	検査済証(建物未完成の場合は建築確認通知)の写	5	4
8	見積書の写 ※見積書は申込者あて(個人事業主の場合はフルネーム)		
9 10	工事契約書の写 のもので見積業者の押印があるもの、有効期限内のも 賃貸借契約書 のを提出してください		
11	家主の同意書 ※工事契約書、売買契約書を提出して頂く場合、下記	各5	各 4
12	売買契約書の写の事項について漏れのないようにご注意ください		
13	不動産の登記簿謄本(土地・建物を取得す ①契約日②契約金額③購入日または着工日 る場合)		
14	平面図、その他設備に必要な書類(設備資金の場合)	5	4
15	カタログ等で形式がわかるもの(設備資金の場合)	5	4
10	納税証明書(原本) ①法 人 県税(県制度のみ)		-
	・県制度「県税に未納が無いこと」「法人」②法 人 市税	各1	各 1
16	の証明書(長野合同庁舎 1 階) ③代表者 市税(市制度のみ)		
16	・市制度「市税に滞納が無いこと」	各1	各 1
	の証め音(川区が・甘区が)	_	
17	※課税されていない場合は、課税内容証明書が必要となります 本权労力会は即済会に係る課表(様子1)及び内容を訂明できる書表(本权労力会は即済会、既会供権を済会)	1	1
17 18	市経営安定特別資金に係る調書(様式1)及び内容を証明できる書類(市経営安定特別資金・緊急借換え資金) 市新型コロナウイルス感染症対策経営安定特別資金に係る調書(様式9)及び内容を証明できる書類		2
19	一門和空コロナジイルス総条症対象経営女と特別負金に係る調査(様式9)及び内谷を証明できる音類 借換を希望する場合、返済表の写	1	2
19	セーフティネット認定申請書(様式4、5号)、危機関連保証申請書、売上減少が証明できる書類	1	1
20	でニックイベット配定中間音(WKI4、357)、危機関連体証中間音、光上減少が証明できる音類 ※認定のみ申請される場合は、受付書または委任状兼申請者連絡票	'	1
21	※ 総定のの中間 ○ 11 る場合は、文刊音よたは安任 (八米中間名 注) 京本 (原本)	2	2
21	創業計画書(新規開業予定者)	5	4
	事業を営んでいない個人の方は、源泉徴収票、雇用証明書、退職証明書の写等のいずれか	2	2
22	事業とも70 といるい個人の方は、源水は状宗、雇用血功量、延城血功量のサイのいり107 mmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmm	5	4
	収支等計画書 (開業 1 年未満の者)	5	4
	経営向上計画書、調書及び内容を証明できる書類(県経営健全化支援資金・経営安定対策、特別経		7
23	営安定対策、新型コロナウイルス対策)	5	
24	事業計画書・中小企業新事業活動促進法による事業計画認定書の写等(県信州創生推進資金・市経	5	4
24	営基盤強化資金・研究開発資金等)		- "
25	住民票抄本または印鑑証明書(写 1)(長野県信用保証協会付及び制度資金を新規で利用される方) ※前回の申込から、内容の変更があった場合は、提出が必要となります	1	1
26	工事受注明細一覧(許認可を受けていない建設関連業者)	2	2
27	個人情報提供に関する同意書(別紙1-2) 個人事業者・連帯保証人	1	1
	設備完了届 設備完了後、10日以内に完了届及び領収書の写し、設備の写真等の提出が必要とな		
28	ります (尚、購入物によっては追加で資料の提出が必要になります)	1	1
	(向、購入物によっては追加で資料の提出が必要になります) ※次回申込のためにも、かならず設備完了届はご提出ください		

[※] 金融機関で必要となる書類 ①印鑑証明書(会社、代表者、保証人)各2部 ②信用保証委託契約書、金銭消費貸借契約証書

			ш	本 政	策金融	公庫融	資制度	HN.		令和4年4月1日現在	月1日現在
	資金名	融資対象者		資金便途	融資限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	担保•保証人	申込先	備考
	小規模事業 経営改善貸 (マル経)	- 中文 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	設 運	編 類 資 額 銀	2,000万円	年1.23%	10年以内7年以内7年以	月 賦 償 還 据 置 期 間 設備2年以内 運転1年以内	無 担 保無保証人	長野商工会 議 所	
	経営発達支援資金	() A A A A A A A A A A A A A A A A A A	設置	編 類 資金 多金 多色	7,200万円 うち運転4,800万円	※ご相談<ださい	20年以内8年以内	据 置 期 間 影備 2年以内 選帳 2年以内 運転 2年以内 (但し従業員5人以下の場合は3年)			
	田 根 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付	中小企業者 付業細については本文4頁 (□中小企業の範囲を参照)	設運幹	設 備 資 金 運 転 資 金 特定設備資金	4,800万円 7,200万円		10年以内 7年以内 20年以内	月 賦 償 選 (据 置 期 間) (設備2年以内) 運転1年以内)	お谷さまのにおいて		
		l	設)則	無資 資 後 後	4,800万円	※11 曲繋へがおい、14 番やさまり	8年以内 設備資金15年以内	月 賦 償 還(据置期間3年以内)	望を伺いながら ご相談させてい ただきます	口 4	
	κ シ ^۲	(付 ②取引企業倒産対応資金	刪	東 資 色	別枠3,000万円	(1713年、おの・シンの等に応じて所定の利) ※公議田されます。	8年以内	月 賦 賃 還 (据置期間3年以内)			
日本於	田 特 別 (別)	 ① 企業活力強化貸付 ② 環境エネルギー対策貸付 ③ 新企業育成貸付 ○スれ以外の特別貸付については、 公庫あて直接お尋ね下さい。 	が、説	編 資 資 資 份	設備7,200万円 (うち運転4,800万円)	- C 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	20年以内7年以内7年以内	日 賦 億 週 (据 置 類 間) (設備2年以内) 運転2年以内)			
	<u></u>	生活衛生関係の事業を営む方		4 5	一般貸付 7,200万円~ 4億8千万円	※ば角談<だみい	一般貸付13年以内	月賦(費)還(網圈期間1年以内)			猫 / に á
	業生活衛生貸付	飲食店、喫茶店、食肉・食鳥 内販売、氷雪販売、理客、美容、 質付 興行場、旅館浴場、クリーニ		K E	振興貸付 1億5千万円~ 7億2千万円		振興貸付20年以內	月賦(貴)還(網體期間2年以内)	正	匣	つ限異って度な
公 庫				振興貸付 運 転 資 金	5,700万円		運転7年以内	月 賦 償 還 (据置期間2年以内)			6
		「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定し、振興計画認定組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方は、利率が0.15%引き下げとなります。 す(振興特別設備・振興運転に限ります)(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方は、利率が0.30%引き下げ)	3事業計 ります)	画書」を策定し、振動 (生産性向上に資す	、振興計画認定組合から- 資する計画に基づく取組	県計画認定組合から一定の会計書類を準備していることの る計画に基づく取組みを行う方は、利率が0.30%引き下げ)	ノていることの確認お。 .30%引き下げ)	よび事業計画の確	認を受けた方は、利	리率が0.15%引き	下げとなり
	上 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	生活衛生関係の事業を営む小規会 指重業老河 中廷統 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	7規 設	備資金	日年0006	年1.92%	10年以内	月 賦 償 還/据 置期間/	無担保	各生涯	
	1. 中華工人		曹	転 資 金	7,000,7	0/07:1	7年以内	設備2年以内 運転1年以内	無保証人	可業組	
		①経営環境変化対応資金		設備資金	7億2千万円	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			担保設定の有無、担保の種類等については、対対対対		
_ `	1	+		4 備以 資	E 報 c	- 「右談へたさい」 (信用リスク融資期 - 開発 7 セジ イポウ	8 年 以 N 設備資金15年以内	措置後、原則 として元金均	みなされていただきます。保証人につ	日本政策金融公司大学	
, , ,	** *> *\		省	運転資金	る飼工	同等に応してが定の利率が適用されま			いては、一定の要件に該当する場合に	公庫松本文店中小企業事業	
-verv i⇒h. 4i	※ 等 ¾	③取引企業倒産対応資金	<u> </u>	運転資金	1億5千万円	(°	8年以内	(拓直郑同 5 平久内)	は、経営責任者の方 の個人保証が必要 となります。		
	1	このほかにも新事業育成資金、企業活力強化資金などの特別貸付制度がございます。 詳細は日本政策金融公庫松本支店中小企業事業にお問い合せください。 代理店となっている県内金融機関を窓口とする代理貸付でご利用いただける制度も	の特別貨 い合せ< 付でご和	f付制度がござい ださい。 J用いただける#	かます。 別度もございます。						

網掛け部分の書類はどの資金でも必ずご提出いただきます。



URL http://www.nagano-cci.or.jp